

令和5年度 第2回湖東圏域公共交通活性化協議会総会

開催日 令和6年1月9日（火）14時30分～16時10分

開催場所 彦根勤労福祉会館 4階 大ホール

1 開 会

2 議 事

(1) 「第1号議案 令和5年度補正予算（案）」について（資料1）

- ・ 第1号議案について、事務局より議案書に基づき説明及び報告がなされ、異議無く承認された。

(2) 「第2号議案 地域公共交通確保維持改善事業に係る自己評価」について（資料2）

- ・ 第2号議案について、事務局より議案書に基づき説明及び報告がなされ、異議無く承認された。

(3) 「第3号議案 湖東圏域地域公共交通計画（素案）」について（資料3）

- ・ 第3号議案について、事務局より議案書に基づき説明及び報告がなされ、以下の通り質疑応答が行われた後に異議無く承認された。

● 野村委員（一般社団法人滋賀県バス協会 専務理事）

- ・ 各市町で協議会運用のやり方があると思うが、事前に資料が送られてきて協議会の場にて意見を聞くだけといのはいかがなものか。
- ・ 色々な自治体の協議会に参加させて頂いているが、計画内容をもう少し丁寧に概要を説明してはどうか。

● 事務局

- ・ 意見照会のために直前の12月末に協議会資料を一方的に送り付けてしまい、申し訳ない。
- ・ 委員の方々においては、当初、秋口に計画内容を確認して頂き、意見照会することを予定していたが、関係機関等との調整に時間を要してしまい、発送が遅れてしまったことを深くお詫び申し上げます。
- ・ 色々な立場からのご意見を頂戴したい。

● 安藤会長（彦根市副市長）

- ・ 今回はパブリックコメントで提示する素案の承認を求めるものである。
- ・ 来年度から近江鉄道上下分離の本格運行がはじまり、同年度の夏には彦根城の世界遺産登録の事前評価結果がわかり、令和7年度には滋賀国民スポーツ大会も控えている。
- ・ 通常交通状況に加えて、観光客等への対応を求められることが想定され、今後の状況によって計画内容の見直しが必要になる可能性もある。

● 事務局

- ・ パブリックコメントは、令和 6 年 1 月 29 日～令和 6 年 2 月 28 日を予定している。

● 轟副会長（滋賀県立大学准教授）

- ・ 本素案は運輸局マターの計画であるのに対して、素案 P. 22 にある彦根市都市交通マスタープランや交通戦略は都市計画マターである。
- ・ ハード整備や歩行者、自転車も含めて、並行して都市交通マスタープランを見直していると思われるが、本素案の位置付けを補足して頂きたい。

● 事務局

- ・ 都市交通マスタープランは公共交通以外の自動車、歩行者、自転車等の道路交通全てを対象とし、ハード整備事業を記載しているものである。
- ・ 現在、都市交通マスタープランや都市計画マスタープランを都市計画審議会を通して作成中である。
- ・ 一方、本計画はソフト施策を中心に記載している。

● 田中委員（滋賀運輸支局主席運輸企画専門官）

- ・ 地域公共交通計画と立地適正化計画等の整備局関連の計画は両輪と言われており、両方で補完し合いながら計画していく必要がある。
- ・ 各々の協議会で調整、連携できれば良い。

● 轟副会長（滋賀県立大学准教授）

- ・ ハード整備や歩行者、自転車等も含めて、事務局に意見を言わせていただき、どちらの計画に含めるかは、事務局判断に任せるということで良いか。

● 事務局

- ・ 同時にパブリックコメントを実施することもあり、その解釈で問題ない。

● 轟副会長（滋賀県立大学准教授）

- ・ 素案 P. 25 に記載の近江鉄道沿線地域公共交通計画で、駅広場整備や駅舎整備も含めて 10 市町で協議があったと認識している。また、別途、滋賀県でも滋賀地域交通ビジョンも作成中だと聞いているが、関係性はどうなっているのか。

● 福島委員（滋賀県土木交通部交通戦略課参事）

- ・ 滋賀県の 2040 年を見据え、まちづくりも含めて地域交通の姿を描く、滋賀地域交通ビジョンの策定を進めている。ビジョンは目指す姿を描くことをしており、個別の施策そのものを位置付けていない。そのため、直接に本計画の施策とリンクすることはない。ただし、本計画にも P. 65 に目指すべき将来像の記載があり、滋賀地域交通ビジョンの考え方と非常に近いと認識している。
- ・ 来年度以降にビジョンの具体的な施策の検討に入っていく予定であるため、その際には各市町の計画を参考とさせていただきたい。

● 轟副会長（滋賀県立大学准教授）

- ・ P. 25 の近江鉄道沿線地域公共交通計画の中では、駅舎や駅前のハード事業のようなまちづくり施策も含まれているが、本計画内にも位置付けておく必要はないか。

● 福島委員（滋賀県土木交通部交通戦略課参事）

- ・ 本計画がどこまで所管するかによると思うが、交通部門と都市計画部門がそれぞれ計画し、連携させながら進めて行くと認識している。
- ・ 本計画には交通部門を記載し、ハード事業のようなまちづくりは都市計画の方で記載すると、市が考えているのはそれで良い。

● 轟副会長（滋賀県立大学准教授）

- ・ 本計画は 1 市 4 町の内容であるが、都市交通マスタープランは彦根市だけのため、4 町のハード施策が抜け落ちないように市町間で調整して欲しい。

● 安藤会長（彦根市副市長）

- ・ 近江鉄道沿線地域公共交通計画は 1 市 4 町に留まらないため、これらを念頭に置いて素案作成を進めて欲しい。

（４） 「第 4 号議案 湖東圏域地域公共交通利便増進実施計画（素案）」について（資料 4）

- ・ 第 4 号議案について、事務局より議案書に基づき説明及び報告がなされ、以下の通り質疑応答が行われた後に異議無く承認された。

● 野本委員（聖泉大学名誉教授）

- ・ 素案の中に、公共交通のカバー人口の記載があり、彦根市が 85%もあるのには驚いた。
- ・ 利便増進実施計画で既存の松原線を延伸するということだが、公共交通空白地をなくすための延伸と理解して良いか。

● 事務局

- ・ 彦根市では、路線バスが走っていない地域は愛のりタクシーでカバーし、公共交通空白地をなくすことで施策を展開している。
- ・ また、近くに愛のりタクシーが走っている場合、地元からの要望があれば停留所の追加や延伸にて対応しているところである。停留所も一定のルールのもと設置し、運行間隔も一定確保させていただいている。
- ・ 松原線は今まで路線バスが運行していたため、愛のりタクシーの運行を控えていた。地元の自治連合会や自治会と協議・調整させていただいた中で、視覚障害者センター付近は高齢化率が 40%程度、近江高校北側の団地は宅地開発されて間もないため、高齢化率はそれほど高くないと聞いている。そのため、まずは視覚障害者センター付近を中心に愛のりタクシーを運行し、今後、地元からの要望があれば支線を延伸させることができることを見据えて、今回の変更を考えた。

● 福島委員（滋賀県土木交通部交通戦略課参事）

- ・ P. 25 に資金調達の表があり、国や市町補助が整理されているが、滋賀県も補助を出しているため、記載して欲しい。

● 事務局

- ・ 「うちその他」が滋賀県の補助となるため、修正する。

（５） 「第 5 号議案 湖東圏域公共交通活性化協議会規約の改訂」について（資料 5）

- ・ 第 5 号議案について、事務局より議案書に基づき説明及び報告がなされ、異議無く承認された。

(6) 「第 6 号議案 愛のりタクシー停留所の新設・移設・名称変更」について (資料 6)

- ・ 第 6 号議案について、事務局より議案書に基づき説明及び報告がなされ、異議無く承認された。

(7) 「第 7 号議案 路線バス停留所の新設・移設等」について (資料 7)

- ・ 第 7 号議案について、事務局より議案書に基づき説明及び報告がなされ、以下の通り質疑応答が行われた後に異議無く承認された。

● 轟副会長 (滋賀県立大学准教授)

- ・ 路線バスから愛のりタクシーへの移管について、地元の自治会、高校、センター等と協議の中でご理解はいただいていると理解してよいか。

● 事務局

- ・ 視覚障害者センターは利用が多く路線バスを残しているが、視覚障害者センター、地元自治会、高校、元民生委員等へ相談し協議を経たことと、以前から地元からの要望があった内容を成就させたことから現在の路線となっている。

(8) その他

- ・ 特に質疑はなかった。

3 閉 会

以上